

都立石神井高等学校インターネットを活用した出願について

本校では、推薦入試と第一次募集において、インターネット出願を実施します。第二次募集では例年通り窓口で出願を受け付けるので、ご注意ください。]

出願は、出願サイトで情報を入力し、中学校の承認を受け、本校へデータを送信することにより行います。調査書等の出願書類は、都内の中学校に在籍している方は、中学校を通じて、本校へ簡易書留郵便等により提出してください。それ以外の方は、出願に要する書類を所定の封筒に入れ、本校へ直接簡易書留郵便等により提出してください。

【推薦に基づく入試】

出願情報入力期間：12月20日（水）から1月18日（木）午後5時まで

書類提出期間：1月12日（金）から1月18日（木）まで（必着）

【第一次募集・分割前期募集】

出願情報入力期間：12月20日（水）から2月6日（火）午後5時まで

書類提出期間：1月31日（水）から2月6日（火）まで（必着）

また、受検票は出願サイト上で交付するので、各自でダウンロードして印刷し、キリトリ線で切り取り、検査日当日に持参してください。

合格発表については、校内での掲示による発表と、出願サイト上での個別の合否照会を行います。

入学考査料の納付は、クレジットカードによる支払いか、納付書による支払いのいずれかを選択します。

インターネット出願の詳細については、以下の東京都教育委員会のホームページの掲載情報をご確認ください。

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/admission/high_school/exam/application2024.html

また、本校の出願サイトのURLは以下のとおりです。

<https://mirai-compass.net/usr/tyot3084/common/login.jsf>

インターネットを活用した出願について

令和5年12月1日現在

令和6年度都立高校入試では、推薦入試、第一次募集・分割前期募集及び海外帰国生徒対象入試（4月入学）において、全ての都立高校でインターネット出願を実施します。分割後期募集・第二次募集、国際高校の国際バカロレアコース等、その他の募集では窓口で出願を受け付けるので、ご注意ください。

出願は、出願サイトで情報を入力し、中学校の承認を受け、都立高校へデータを送信することにより行います。調査書等の出願書類は、中学校を通じて、都立高校へ簡易書留郵便等により提出します。

また、受検票は出願サイト上で交付されるので、各自でダウンロードして印刷し、キリトリ線で切り取り、検査日当日に持参してください。

合格発表については、校内での掲示による発表と、合否サイト上での個別の合否照会を行います。

志願変更を行う場合も、インターネット出願となります。入学考査料の納付は、クレジットカードによる支払いと、納付書による支払いのどちらかを選択します。

インターネット出願を実施する入試

- 推薦に基づく入試
- 学力検査に基づく入試（第一次・分割前期募集）
- 海外帰国生徒対象入試（4月入学）

インターネット出願の手順

※ チャレンジスクール、定時制単位制課程の独自の入学願書を使用する高校を含みます。

※ 令和6年度入試のインターネット出願では、三菱総研 DCS（株）の「miraicompass」を使用します。

① 出願サイトのユーザID取得

↓

志望する都立高校専用の出願サイト（miraicompass）へアクセスし、メールアドレスを登録してユーザIDを取得します。IDは miraicompass で共通なので、例えば、miraicompass を使用する他の私立高校へ出願する際も同じIDを使用できます。
（注意）出願サイトは令和5年12月20日（水）から公開予定です。

② 志願者情報の入力

↓

志願者氏名、生年月日、中学校名、保護者氏名、現住所などを入力します。

③ 顔写真の登録

↓

顔写真データ（JPEG形式又はPNG形式）を用意し、出願サイトのマイページから顔写真を登録します。
（注意）正面上半身脱帽、令和5年10月1日（日）以降に撮影したもの

④ 登録内容の一時保存

↓

入力した情報を一時保存します。⑤の手順では入力した情報を中学校に確認してもらう必要があるため、中学校の先生に入力が完了したことを伝えてください。⑤が終わらない限り先には進めません。
（注意）都外の中学校等に在学している場合や、中学校等に在学していない場合は⑤の承認のステップはありませんので、⑥に進んでください。

⑤ 中学校による出願の承認

↓

必要事項の入力後、在学する中学校が入力内容を確認し、出願の承認を行います。
（注意）中学校が承認すると、「出願承認メール」が届きます。

インターネット出願の手順（続き）

⑥ 入学考査料の支払い

中学校から出願の承認を受けたら、入学考査料の支払いの手続きが可能になります。
クレジットカードによる支払い、納付書による支払いのどちらかを選択します。

○クレジットカード・・・出願サイトのマイページからカード情報を登録することで、即時決済が可能です。

○納付書・・・・・・・・金融機関の窓口で支払った後、領収証書の写真を出願サイトへアップロードすることにより完了となります。

（注意）入学手続きが終了するまでは、領収証書の紛失にご注意ください。
金融機関の窓口での支払いは、中学校の承認前でも可能ですが、領収証書の写真のアップロードは中学校の承認後しか行えません。

（注意）支払期限にご注意ください。期限は、書類提出期間と同じです。

推 薦：1月18日（木）まで 一次・前期：2月6日（火）まで
クレジットカードによる支払いの場合は、出願サイト上での決済画面の操作、
納付書による支払いの場合は、領収証書の写真のアップロード
の完了をもって、インターネット上の出願手続きが終了となります。
（注意）終了すると「申込完了メール」が届きます。

⑦ 提出書類の郵送（専用の封筒を使用・書類提出期間内に必着）

【都内の中学校等に在学している場合】

出願に必要な書類※は在学している中学校から都立高校へ、郵送により提出します。
志願者本人が用意する書類はお早めにご準備いただき、中学校の先生へお渡しください。

【都内の中学校等に在学していない場合】

出願に必要な書類※は志願者本人（又は保護者）から志願先の都立高校へ簡易書留郵便等により直接送付してください。

※ 4ページから6ページまでを参照してください。

⑧ 受検票のダウンロード・印刷

都立高校で出願書類等の確認を行い、書類の不備等がなければマイページから受検票をダウンロードできるようになります。受検票の発行は、**推薦入試**では1月23日（火）頃、**第一次募集・分割前期募集**では2月16日（金）頃の予定です。

（注意）受検票を印刷する環境がない場合は、コンビニエンスストア等でも印刷可能です。受検票は、可能な限り鮮明に印刷をしてください。

印刷した受検票を検査日に忘れず持参してください。

なお、受検票は得点・答案の開示請求を行う際使用するので、検査終了後も適切に保管してください。

志願変更の手順

① 志願変更願の作成・提出

志願変更願（紙）を作成し、在学している中学校長の確認を経て、2月13日（火）午前9時から午後3時までの間に、出願した都立高校へ持参し提出します。

② 書類の返却（2月13日（火））

志願変更願を提出した都立高校から、直接調査書等の書類が返却されるので、受け取ります。

③ 自己PRカードの作成（必要に応じて）

志願変更先の都立高校が面接実施校の場合は、「本校の期待する生徒の姿」を参考にして自己PRカードを作成します。

④ 書類の再提出・インターネット出願（2月14日（水））

志願変更先の都立高校の出願サイト上で、必要事項を入力します。
なお、中学校による出願の「承認」は不要です。
また、②で返却された出願に要する書類と、新たに作成した自己PRカードを志願変更先の都立高校の窓口へ提出します。このとき志願変更前の高校から返却された調査書は開封せずそのまま志願変更後の高校に提出してください。
（注意）志願を取り下げた都立高校への再提出はできません。

⑤ 受検票のダウンロード・印刷

受検票は、志願変更先の都立高校の出願サイト上で交付されます。
各自でダウンロードして印刷し、キリトリ線で切り取り、検査当日に忘れずに持参してください。
なお、受検票は得点・答案の開示請求の際も使用しますので、検査終了後も適切に保管してください。

合格発表について

合否照会サイトで、個別の合否照会を行います。

ウェブサイトは東京都教育委員会のホームページ及び各都立高校のホームページからアクセス可能となる予定です。

合否の照会には、受検番号とパスワードが必要です。

なお、合否結果のデータは一定期間を経過すると表示できなくなるため期間内に必ず確認し、必要に応じ画面を印刷する等して保存してください。

（注意）パスワードについては高校から連絡されます。

受検番号

入力

合否結果
表示

パスワード

(参考)

都立高等学校入学者選拔出願書類一覧 (学力検査に基づく選抜・全日制)

提出を要する書類等 応募資格		入学願書(所定の用紙)*1	入学考査料(所定の納付書)*2	調査書(様式10)	ESAT-Jスコアレポート(都立高校提出用)	自己PRカード(様式12)	成績証明書又はこれに代わるもの	成績一覧表(別送)(様式11)	住民票記載事項証明書(様式応3)	理由書(様式応7)	具申書(様式14)	自己申告書(様式13)	その他必要な書類		
入学日までに転居予定のない者	都内の中学校を卒業見込みの者又は既に卒業した者	卒業見込みの者	◎	◎	◎	◎	▲		◎			△			
		卒業生	◎	◎	◎*3	◆	▲			◎	●	△	応募資格審査取扱要項1に定める書類		
	中学校卒業認定者			◎	◎		◆	▲		◎	●		△	中学校卒業程度認定証書	
	高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたと認めた者(義務教育年限が満12歳までであったときに義務教育を終え、その後相当年齢に達した者)			◎	◎		◆	▲		◎	●		△	出身小学校の修了証書	
	国内の外国人学校において日本の9年の義務教育相当の教育を修了見込み又は既に修了した外国籍を有する者	修了見込みの者	◎	◎	◎	◆	▲			◎*4	●		△	調査書が発行できない場合は、外国人学校の修了(見込み)証明書	
		修了者	◎	◎	◎*3	◆	▲			◎*4	●		△		
都内在住者で都外の中学校を卒業見込みの者又は都内在住者で中学校を既に卒業した者(都内在住者で外国において学校教育における9年の課程を修了した者を含む。)	卒業見込みの者	◎	◎	◎	◆	▲		○	◎			△	応募資格審査取扱要項1に定める書類		
	卒業生	◎	◎	◎*3	◆	▲	◇		◎	●		△			
入学日までに転居予定のある者	都内在住者で都内の中学校を卒業見込みの者	島しょの中学校卒業見込みの者	◎	◎	◎	◎	▲		◎				△	島しょからの転居に関する申立書(様式15)	
		島しょへ転居予定の者	◎	◎	◎	◎	▲		◎					△	島しょへの転居及び身元引受人に関する申立書(様式15-2)
	都外在住者で都内に転入することが確実な者	都立特別支援学校に在籍している者	◎	◎	◎	◆	▲		◎		●			△	特別支援学校校長又は児童福祉施設の長の「意見書」(志願者の入学後の居住予定等について記載のあるもの)
		都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童	◎	◎	◎	◆	▲		◎		●			△	
		上記以外の者	◎	◎	◎	◆	▲		○		●			△	
	海外で学校教育における9年の課程を修了後、入学日までに都内に転入することが確実な者	日本人学校卒業(見込み)者	◎	◎	◎*3		▲		○		●			△	応募資格審査取扱要項4に定める書類
現地校卒業(見込み)者		◎	◎			▲	◎*3			●			△		

(注1) 上記の「転居」には、島しょ以外の都内での転居は含まない。

(注2) ◎は、必ず全員提出する。ただし、成績一覧表及びESAT-Jスコアレポート(原本)は、在学している中学校の校長が親展扱いで、生徒が出願を予定している都立高校長に提出する。

なお、やむを得ない理由により中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)を受験できない又は受験できなかったことについて東京都教育委員会の承認を受けた志願者は、スコアレポートに替えて、都立高等学校入学者選抜におけるESAT-Jの結果活用に関する措置申請承認書を提出する。

○は、卒業見込みの者のみ提出する。ただし、中学校において成績一覧表が作成できない場合、提出する必要はない。また、卒業生については提出する必要はない。

*1は、第一次募集・分割前期募集においては、出願サイト上に志願者情報等を入力する。

*2は、第一次募集・分割前期募集においては、出願サイト上での決済又は所定の納付書による。

*3は、令和6年3月31日現在満20歳以上の者(平成16年4月1日以前に出生した者)は、調査書の代わりに卒業証明書を提出する。

なお、令和3年度及び令和4年度の卒業生については(様式10-2)により、令和2年度以前の卒業生については(様式10-3)により作成する。

*4は、住民票記載事項証明書(様式応3)に外国籍を有していることの証明が必要。住民票記載事項証明書に証明がない場合、外国籍を有していることを証明する公的機関発行の書類を併せて提出すること。

▲は、面接・面談実施校の志願者のみ提出する。

△は、該当する者のみ提出する。

◇は、外国において学校教育における9年の課程を修了した者のみ提出する。この場合、調査書を提出する必要はない。

●は、保護者が父母であり、父母のどちらか一方が特別な事情により都内に志願者と同居できない場合のみ提出する。

◆は、中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)を本人の希望により受験した者のみ提出する。

(注3) 都内の中学校を卒業見込みの者で、入学者選抜における検査結果を都立高校から中学校へ提供することに同意する場合、出願サイト上で入学願書における個人情報の提供に関する同意署名欄に受検者氏名が表示されるように登録するか、入学願書の所定の欄に志願者本人が自署する。

(注4) 児童福祉施設に入所している東京都の措置児童については、当該児童福祉施設の長からの「意見書」、都内の里親又は小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム事業)委託生徒については、「措置通知書」の写しの提出をもって、具申書とみなす。

(注5) 住民票記載事項証明書(様式応3)については、次のことに留意する。

(1) 志願者及び保護者について、令和5年11月20日以降に区市町村長が発行したものであること。

(2) 志願者が成人の場合は、保護者について記載する必要はない。